

第24期第13回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年8月10日(火)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について (第1号)  
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2～5号)  
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第6～16号)  
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第17・18号)
- 6 協 議 令和3年度農地パトロールの実施について
- 7 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて  
(2) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第13回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

引き続き緊急事態宣言中ではありますが、感染予防対策を徹底したうえで、本日の総会を開催させていただきます。

よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は16名です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、木村隆昭委員と篠田政巳委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について」です。令和3年7月19日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要になります。本件は、私人間で所有権の移転を行うものです。

**【譲受人や譲渡人、土地の所在・地積などについて説明】**

引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス1をお開きください。「農地法第3条(農地の権利移動の制限)について」です。

1の(1)対象となる行為は「所有権の移転」となりますので、農業委員会の許可が必要となります。農業委員会の許可を得ずにした行為はその効力を生じないというものです。

3 農地法第3条第2項が定める不許可基準です。(1)について、譲受人は農業経営を適切に行っているため、該当しません。(2)(3)についても、該当しません。(4)について、譲受人は常時従事されているため、該当しません。(5)について、譲受人の所有農地と借入地に加えて、今回の対象地を足すと50アールに達するため、該当しません。(6)について、譲受人自らがこれからも農業を行うとのことで、該当しません。(7)についても該当しません。よって、(1)から(7)のいずれにも該当しません。

また、参考として、机上に農地法第3条の規定による許可申請書を置かせていただいております。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 7月27日に、事務局2名と申請対象地に加え、申請者の所有農地および借入地の現地調査に行ってきました。

申請対象地は北側の道路から出入りができるようになっており、南側に向かって低くなり、傾斜がきつくなっています。

畑にはモモやレモン、ミカンなどの果樹が植わっており、南側にはフキが作付けされていました。境界についても確認しました。

所有農地はクリを中心とした果樹や野菜が作付けされていました。

下草もなく、きちんと肥培管理がされていました。借入地も問題ありませんでした。

なお、正副会長の話し合いの中で、農地法第3条第2項の不許可基準における(5)の下限面積50アールが、現代に適した面積基準なのかを今後検討する場を設けてみてはいかがか、との意見がでました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)  
それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。  
令和3年7月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。  
**【申請者、申請地などについて説明】**  
事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 7月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑にはクリやカキ、ウメが作付けされており、市場に出荷しているとのことです。境界についても確認しました。  
よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)  
それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号および第4号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号および第4号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和3年7月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、申請地などについて説明】**

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、井之口喜實夫委員をお願いします。

井之口喜實夫委員

7月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第3号の(1)から(5)の畑には、ネギやサトイモなどが作付けされ、カキとミカンも植わっていましたが、南西側には電柱が2本とアスファルト舗装された駐車場があるため、納税猶予の対象から外れています。地続きになっている議案第4号の畑には、全面防草シートが敷いてあり、ミカンが植わっていましたが、

議案第3号の(6)から(9)の畑では、北側にガラス製のハウスが1棟とビニールハウスが6棟あり、そのうちの2棟でトマトが栽培されていました。南側には、露地でピーマンやナス、キュウリなどの夏野菜が作付けされ、ブドウやミカン、モモなどの果樹も植わって

いました。アスファルト舗装された通路やトイレなどは納税猶予の対象から外れています。

草は生えておらず、果樹の剪定も行われており、しっかりと管理されていました。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。

本議案につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、関係委員には退席をお願ひします。

議案第5号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願ひします。

尾 崎 賀 一 委 員 7月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑にはトマトやナス、キュウリなどの夏野菜が作付けされていました。(4)の畑にはサトイモが作付けされていました。販売は、(4)の畑の南側の道路に面している隅切り部分に直売所が

あり、そこで販売しています。

境界は、測量士の立会いのもと確認しています。(2)と(4)の畑の間に道を通す形になっています。(1)(3)と(2)の畑の間と(5)の南側に赤道が通っています。(5)の北側には納屋があり、納税猶予の対象から外れています。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

田 中 大 代 委 員 農具庫や通路部分の測量は、測量士に依頼しなければならないのですか。自分で測って面積を出すのはよくないのですか。

事 務 局 ご自身で測られるのでも問題ありません。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで関係委員にはお戻りいただきます。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 7月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑の南側にはウメやサクランボが植わっていました。北側は竹林になっています。竹林の南側にはカキが6本とブルーベリーが植わっていました。畑の中央部でトマトやナス、キュウリなどの夏野菜が作付けされていました。野菜はほとんどが自家消費ですが、果樹やタケノコは近隣の方に予約制で販売しているとのこと。東側に土間でできた農具庫があり、肥料等が置いてあり問題ないと思います。境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号および第8号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号および第8号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月16日に標

記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 7月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
議案第7号の畑にはビニールハウスがあり、夏野菜の育苗施設として使われています。調査時は何も作られていないようでした。議案第8号の畑にはエダマメが作付けされていました。直売所や市場に出荷しているとのことでした。境界についても確認しました。  
よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号および第10号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号および第10号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

それでは、私から報告します。

7月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第9号の(1)の畑には、エダマメとトウモロコシが、(2)の畑にはナスやネギ、ピーマンが、(3)(4)の畑にはキュウリやエダマメ、レモンなどが作付けされていました。

議案第10号の畑には、ニンジンとナスが作付けされていました。販売はJA直売所とレストランに卸しているとのことでした。

境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局

議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

それでは、私から報告します。

7月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑にはエダマメが、(2)の畑にはサトイモやヤツガシラが作付けされていました。(3)から(5)の畑では体験農園をやっています。(6)の畑の東側で新規に体験農園をしており、西側でニンジンが作付けされていました。(7)(8)(11)の畑にはハウスが4棟あり、インゲン、ネギなどが作付けされていました。露地ではギンナンが植わっていました。(9)の畑にはトマトのハウスがあります。(10)の畑にはハウスが2棟あり、トマトとキュウリが作付けされていました。販売は、JA直売所と近くの公園前での直売です。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局

議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 7月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑の北側にはハウスが5棟あり、トマトとキュウリが作付けされて  
いました。東側にはエダマメとトウモロコシが、中央部にはタマネ  
ギやエダマメ、ナスが作付けされていました。草もなく綺麗でした。  
販売はJA直売所と自宅前の直売所とのことです。境界についても  
確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願  
いします。

事 務 局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行  
っている旨の証明について」です。令和3年7月21日に標記の申請  
があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 7月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑にはカキが11本とレモンが4本、ブルーベリーが15本植

わっていました。そのほかショウガやシソなどの夏野菜が栽培されて  
いました。カキのみが庭先販売で、そのほかは自家消費とのこと  
です。境界についても確認しました。下草等も綺麗に管理されてい  
ます。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

西 貝 孝 之 会 長 つぎに28ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願  
いします。

事 務 局 議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行  
っている旨の証明について」です。令和3年7月21日に標記の申請  
があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 7月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑の大半でシャインマスカットや高尾などのブドウが作付け  
されていました。そのほかミカンやサトイモが栽培されていました。  
下草が伸びていたため聞いたところ、パラリンピックの選手村のレ  
ストランに納品するため除草剤が撒けなかったが、これから刈って  
いくとのことでした。(2)(3)の畑にはナスやキュウリ、エダマメ

などが作付けされていまして。北東側にアスファルト舗装された農業用倉庫があり、納税猶予の対象から外しています。境界についても確認しました。販売は市場出荷や学校給食のほか、庭先販売とのことですので。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第15号および第16号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号および第16号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第15号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、議案第16号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年7月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井之口喜實夫委員をお願いします。

井之口喜實夫委員 7月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
(1)の畑には、ハナミズキやツバキ、コウヤマキが植えてありました。(2)の畑の北側には自家用のトマトとナス、キュウリなどが作付けされており、南側には(1)の畑と同じように植木が植わっていました。草は生えてなく、剪定も行き届いていました。申請者は造園業を営んでいるため、植木はそちらで使っているとのこと。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第17号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年7月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 7月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑は、トウモロコシを収穫した後で綺麗に片付けられて

いました。東側にはサトイモとヤツガシラが作付けされていました。畑が自宅に隣接しており境界がわかりづらいようでしたが、目印となる木の線上が境界であるとのことですので、問題ないと思います。(3)の畑にはトマトとアスパラガス、ネギなどが作付けされていました。ジャガイモを掘った跡が綺麗に片付けられていました。また、ビニールハウスが1棟と一部コンクリート舗装された堆肥置き場がありました。今後も生産緑地として管理するご意向で、適格者の証明を受ける際には、コンクリート部分の対応を検討しておくように事務局と説明しました。販売はJA直売所に出荷しているとのことです。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第18号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第18号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年7月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願ひします。

加藤和雄委員

7月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑ではトウモロコシやナス、トマトなどの夏野菜が作付けされていました。西側には、ジャガイモが作付けされており、耕耘されていました。道路に面した南側に一部コンクリート舗装された部分があり、納税猶予の対象とならないことを説明しました。

(4)の畑の北側にはユズが2本のほか、トウモロコシやアスパラガスが植わっていました。ユズの木にツルがかかっていたので、適切に剪定するように指摘しました。(5)の畑には、道路際にウメが7本植わっていました。また、オクラやサトイモ、ネギなどが作付けされていました。境界についても確認しました。庭先販売が大半とのことです。よろしくお願いします。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

令和3年度農地パトロールの実施についてです。

- 1 実施期間は、本日8月10日の総会から10月8日の総会までの2か月間といたします。
- 2 対象農地は区内の全生産緑地地区となります。
- 3 担当地区は、第24期第1回農業委員会総会で決定したとおりです。各委員の担当については、配布資料の「令和3年度農地パトロールチェックリスト」および都市計画図をご参照ください。

4 配布資料、5 調査内容、6 調査にあたっての留意事項は記載のとおりです。39 ページをお願いします。

7 区内農業者への周知については、農業委員会だより第 89 号に掲載をし、区内農業者に送付予定です。また、J A 東京あおば支部回覧においても周知をする予定です。

8 今後の予定です。本日の総会から 10 月の総会の日まで、委員の皆様には担当地区内の全生産緑地をご確認いただき、総会後に調査報告書のご提出をお願いします。その後、委員からご指摘のあった地区を事務局が確認し、必要に応じて所有者に改善をお願いします。事務局の確認結果を 11 月中に農地パトロール部会で協議し、12 月の協議会でご報告いたします。

12 月の協議会でのご意見を踏まえて、1 月に特別パトロールを行い、2 月の部会で文書指導対象地を選定します。

3 月の総会では文書指導対象地を協議し、決定した生産緑地所有者へ文書を発出します。

つぎに、40 ページをお願いします。

「令和 3 年度農地パトロール対象農地について」です。

農地パトロールの対象区域につきまして、「練馬区都市計画図 2」を切り抜いて各委員にお渡ししておりますので、この範囲内にある生産緑地のみ調査をお願いします。調査の結果を報告書にご記入いただき、10 月 8 日の農業委員会総会の際にご提出ください。

41 ページをお願いします。

農地パトロール調査報告書の記入例です。報告書作成時の参考としてご活用ください。

42 ページをお願いします。

農地(生産緑地)の適正管理の認定基準についてです。

ご一読いただき、調査の際にお役立てください。

38 ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。
田 中 大 代 委 員	農地パトロールの担当地区を通常の調査担当地区に合わせることはできないのですか。
事 務 局	農地パトロールは生産緑地の場所で区分けをしています。 農業委員の皆さまには、昨年度と同様にお願いできればと思います。
田 中 大 代 委 員	今回はこのように行うにしても、次回から変えることはできませんか。
事 務 局	今後農地パトロール部会で協議させていただきます。
西 貝 孝 之 会 長	ほかに何かございますか。
宮 本 兼 一 委 員	地図に記されている農地は全て見て回ることを前提に、担当地区以外でも農地に関して知っている情報があれば、自由に備考欄に書くという運用にしてはどうでしょうか。
事 務 局	必要に応じてご記入いただければ、情報が共有でき、ありがたいです。
西 貝 孝 之 会 長	ほかに何かございますか。
石 手 啓 夫 委 員	担当地域以外については、地図をもらっても畑を探すことで苦労し大変です。場所がわかる農地を指定してもらえると一番良いと思います。

- 西貝孝之会長 ほかに何かございますか。
- 井之口喜實夫委員 先ほどの宮本副会長の提案の内容について、もう一度説明をお願いしますか。
- 宮本兼一委員 今回担当する地区は、仕事を均等化するために割り振られているので、そこは見て回ることを前提として、それ以外の農地についても、個々の事情を知っていてコメントすることがあれば、自由に書いてもらえればよいと思います。そのようにすれば、練馬区の農地の現状がよくわかるのではないかという提案です。
- 井之口喜實夫委員 自分の受け持ち地区以外にもコメントができるということですか。
- 宮本兼一委員 そのようにしてもよいのではと思います。  
要するにダブルチェックです。
- 井之口喜實夫委員 例えば、担当地区の委員が良い評価を出しても、別の委員が悪い評価をした場合に、複雑になってしまいます。受け持ち地区単独で見ても回る方が複雑にならず良いように思います。
- 宮本兼一委員 あくまでも参考として、第三者が意見を言う場があってもいいのではないかという提案です。
- 石手啓夫委員 農業委員は監視委員ではなく、農家の手助け役だと思っています。悪いところを探すのではなく、手助けをするつもりで見て回るのが良いと思います。そうしていかないと、農地はこれからもっと荒れていきます。そのときにどうしたらよいかと皆で共有していくために、違う地域を見て回るのもよいと思います。事務局と協力して改

善を促すようにしていければよいと思います。

井之口喜實夫委員 正副会長と事務局で調整のうえ、もう一度ご提案いただきたいと思  
います。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

事務局 いただいたご意見を事務局でまとめたうえで正副会長とご相談し、  
部会で協議いたします。

西貝孝之会長 それでは、よろしくお願ひします。  
つぎに、44ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひし  
ます。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」で  
す。  
練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知に  
ついて依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。  
**【物件地番・地積、申請者などについて説明】**  
事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひしま  
す。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。  
令和3年7月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第13回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人